

議案第 11 号

訴訟上の和解について

下記のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

記

相手方	_____
事件名	平成 20 年(り)第 825 号 妨害排除等請求事件(本訴) 平成 22 年(り)第 43 号 損害賠償請求事件(反訴)
和解内容	(1) 相手方は、本件解決金として市に対し、800 万円の支払い義務があることを認め、本和解の席上で当該額を支払う。 (2) 市は、平成 26 年 4 月末までに、ブロック片及び土砂を除去し、擁壁及び水路を設置する。 (3) 相手方は、水路の西側に設置された擁壁を所有・管理し、水路及びその東側に設置された擁壁については、市が所有・管理する。 (4) 市は、相手方に対する不動産仮差押え命令を取り下げ、相手方は、供託した担保の取消しに同意し、市と相手方は、その取消決定に対し抗告をしない。 (5) 市と相手方は、本件に関し本和解条項に定めるほか、何らの債権責務がないことを相互に確認する。
事件の概要	平成 19 年 6 月 9 日豪雨により隅田町下兵庫地内の相手方所有地のブロック積擁壁が崩壊し、隣接する本市所有の法定外公共物である農業用水路上にブロック片及び土砂が崩れ落ち、残存する状況となった。 平成 20 年 12 月相手側に対し、妨害排除請求事件として提訴し、妨害物を除去し擁壁を設置すると共に、市が被った損害の賠償を求めた。